

入札説明書

山口県国際総合センターで使用する電気の購入に係る入札公告（令和8年1月9日付け）に基づく入札等については、関係法令及び規則に定めのあるものほか、この入札説明書の定めるところにより実施するので、入札に参加する者は内容を熟知の上、入札してください。

1 入札に付する事項

- (1) 物品等の名称：山口県国際総合センターで使用する電気
- (2) 物品等の予定数量：6,010,227 kWh／3年
- (3) 物品等の特質等：別紙1「仕様書」のとおり
- (4) 納入期間：令和8年4月1日00:00から令和11年3月31日24:00まで
- (5) 納入場所：山口県下関市豊前田町3丁目3番1号 山口県国際総合センター

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 山口県が発注する物品の調達に係る契約について、一般競争入札又は指名競争入札に参加するために必要な資格を有する者であること。
- (4) 前号の資格において、“電気調達（大分類「15」、小分類「05」）”に登録があり、等級が「特A」又は「A」に格付けされている者であること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定による特定規模電気事業の届出をしている者であること。
- (6) この公告の日から入札の日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

3 契約条項を示す場所

山口県国際総合センター ホームページに記載する本書による

4 入札参加資格の要件の確認手続き

入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を持参又は郵送により提出し、入札参加資格の要件の確認を受けなければならない。

- (1) 提出書類
 - ア 入札参加資格確認申請書（別紙2）
 - イ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業の許可を受けていることを証明する書類の写し、又は同法第16条の2第1項の規定による特定規模電気事業の届出を行っていることを証明する書類の写し

(2) 提出期限

令和8年1月30日（金） 午後5時（必着）

(3) 提出場所

〒750-0018

山口県下関市豊前田町3丁目3番1号 国際貿易ビル701号

一般財団法人 山口県国際総合センター

5 仕様等に関する質疑応答

- (1) 本入札の質問は別紙3「質問書」を用い、ファクシミリによること。
- (2) 質問の期限は、令和8年1月23日（金）午後3時までとする。
- (3) 質問の回答は、後日速やかに質問提出者のみに回答する。
- (4) 問合せ先 一般財団法人山口県国際総合センター 総務部
(担当: 小山 TEL 083-231-5778/FAX 083-231-5787)

6 入札を執行する場所、日時及び提出方法等

- (1) 場所 国際貿易ビル7階710号室 (山口県下関市豊前田町3丁目3番1号)
- (2) 日時 令和8年2月10日（火）午後2時
- (3) 特記事項 郵便による入札書提出を認めます。

※ 郵便による入札書の提出期限は、令和8年2月9日（月）午後3時必着とします。

提出場所: 4 (3) と同じ

- (4) 入札書を持参する場合は、別紙4「入札書」および別紙5「総価の計算内訳書」(以下「計算書」という。)を封筒に入れ密封し、かつ封筒に名称又は商号及び入札件名「山口県国際総合センターで使用する電気」を朱書きすること。なお、入札会場への入場は2名限りとする。
- (5) 郵便により入札書を提出する場合は、二重封筒とし、別紙4「入札書」および別紙5「計算書」を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒には持参により提出する場合と同様に名称等を朱書きし、外封筒には「入札書在中（山口国際総合センターで使用する電気）」と朱書きして書留で送付すること。なお、入札書の日付は入札書を作成した日を記入すること。
- (6) 入札書の郵送については、特定記録又は簡易書留等配達記録が残る方法を活用し、当財団が指定する日時までに入札執行者に到着するようにすること。なお、期限を過ぎて到着した場合は受理しない。
- (7) 代理人が入札する場合は、別紙6「委任状」を提出すること。なお、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。
- (8) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、郵便入札者については、当該入札者に代わって、入札執行事務に係る職員を立ち会わせて行う。

7 入札書の記載方法

- (1) 入札書に記載する金額は、仕様書に記載の予定契約電力及び予定使用電力量（令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間分）に基づいて、計算書により算定した金額（以下「総価」という。）とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税

業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 総価の算定に当たっては、計算書に基本料金の契約希望単価及び電力量料金の契約希望単価（1円未満の端数を含むことができる。）を記載して算定すること。
- (3) 入札金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないものとする。

8 入札保証金

免除する。

9 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 記名のない入札
- (3) (1) 及び (2) に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定方法

- (1) 山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号）第154条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札の決定は総価の比較によって行う。なお、契約の締結は、総価の算定に用いた基本料金単価及び電力量料金単価で行う。
- (3) 同一事項の入札は初回を含めて2回まで行う。初回において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちに、その他の場合は別に定める日時に再度の入札を行う。
- (4) 予定価格の範囲内で最低落札額が同額の入札があった場合は、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限、又は参加停止措置を受けた場合は、契約を締結しない。

11 その他

- (1) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (2) 再度入札を行う場合の実施回数は、2回までとする。
- (3) 契約保証金 免除する。
- (4) 契約書作成の要否 要する。

12 入札参加心得

- (1) 入札開始5分前には、会場に到着するよう心掛けること。
- (2) 入札執行当日、事故等のため時間内に到着できないおそれが生じたときは、直ちに連絡し、指示に従うこと。